

有年小学校では、気象警報発令時（特別警報を含む）、下記の対応ガイドラインに沿って対応いたします。

気象警報発令時の対応ガイドライン 《保護者用》

1 基本方針

赤穂市教育委員会

- (1) 気象警報発令時は、子どもの安全と保護者の安心を最優先する。
- (2) 市教育委員会は、河川等の水位や市災害警戒本部、市水防本部等からの情報収集に努め、学校に必要な情報を提供する。
- (3) 学校は、気象・予報・通学路・地域等の状況や発令時間、市教育委員会からの情報を総合的に判断し、具体的な対応を決定する。
- (4) 中学校区など近隣の学校と情報を共有し、可能な範囲で共通対応を進める。
- (5) 対応の内容は、保護者、市教育委員会、関係者等へ速やかに連絡・報告する。
- (6) 給食に関する連絡・調整は、市教委（指導課）が取りまとめる。
- (7) 気象警報発令が予想される場合、対応について職員及び保護者へ事前に周知し、子どもには事前指導を実施する。また、子どもの家庭環境に係る情報を再確認し、配慮が必要な子どもへの適切な対応を進める。

☐ 特別警報を含む ☐ 「学校」～保育所及び幼稚園を含む ☐ 「校長」～園長及び所長を含む
☐ 「子ども」～中学校3年生まで ☐ 保育所は別途規定を優先する ☐ 10/4暫定施行、10/26施行

2

午前7時現在 警報発令中

臨時休業〔保育所を除く〕

☐ 対象となる警報 【暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪】

☐ 対象となる地域

- ① 赤穂市、相生市、上郡町のいずれかに警報が発令されている。
- ② 兵庫県全域、兵庫県南部全域、兵庫県播磨南西部全域のいずれかに警報が発令されている。（下線部の表示「全域」がない場合は、①について確認する。）

【留意点】

- ① 警報発令の有無は、NHKテレビ又は兵庫県防災気象情報ホームページにより確認する。（兵庫県防災気象情報 <http://hyogo.bosai.info/>）
- ② 波浪・高潮警報発令により危険となる区域を通行する幼児児童生徒は、保護者判断により自宅待機とする。（「出席を要しない日」として取扱う。）

※午前7時以降の警報解除

- ① 臨時休業とする。（部活動は中止）
- ② 行事準備や公式試合等により、やむを得ず登校させる必要がある場合は、校長の承認を得る。（保護者へ事前連絡）（市教委へ報告）

3

午前7時以降 警報発令

安全確保（授業・学校待機・下校）

☐ 登校時間中の警報発令

- ① 通常登校を継続する。通学路の状況により、登校が困難な場合は、保護者判断

により自宅待機とし、保護者は学校へ連絡する。

②登校後、学校は出欠を確認し、通学路危険箇所等の情報を収集する。

□対応の決定

①「基本方針」及び下記【留意点】に基づき、以後の対応について校長が決定する。

②対応の決定（給食の有無を含む）は設定時刻までに行う。

（設定時刻は警報発令後、市教委より通知する。）

【留意点】

①下校させることが危険であると判断した場合や、警報が早期に解除されることが予想される場合は、学校で待機する。

②帰宅しても保護者が不在、昼食がないなど、子どもの家庭事情を考慮する。

③局地的な豪雨や予報等の情報収集に努め、自校や校区の状況により判断する。

④保護者へのメール配信は、一時に集中し時間がかかるため、早めに配信準備を進め、誤解や混乱が生じないよう明確で具体的な内容とする。

□報告・連絡

【報告】・対応の決定内容を市教委へ報告する。（43-6860）

【連絡】・保護者への連絡は、誤解のない明確で具体的な内容（下校の方法、迎えの必要性、引き渡しなどの区別）とし、引き渡し等の場合は、交通規制や手順等についても周知する。

□学校待機

①長時間の学校待機が予想される場合は、給食を早めに実施する。

②授業が可能であれば、通常授業を実施する。

③学校待機は通常時の下校時刻までとし、下校または保護者へ引き渡す。

（気象状況の変化や事情がある者については、適宜対応する。）

④下校時の安全確保に備え、中学校区ごとに他校との情報交換に努め、危険箇所情報を共有し、職員による立番を分担するなど対応の効率化を図る。

□下校・引き渡し

①臨時休業時の過ごし方について事前指導する。

②学校待機が必要な子どもは待機を継続し、保護者へ連絡する。

③下校時は、危険箇所での立番指導や誘導、引率など子どもの安全確保に努める。

④校門付近で、保護者の自動車が混雑しないよう通行方向や駐車場所の指定等について事前に周知するとともに、職員による誘導を行う。

⑤下校時に天候が急変し、風雨が強くなった場合、下校を一時中止し、迎えに来た保護者を含め、学校で一時待機するなど安全を優先した対応に努める。

※下校・引き渡し等が終了後、市教委へ報告する。

下記（４項目）は有年小学校で付け加えています。

・一斉下校にするか引き渡しにするかは、雨量等の状況を見てお知らせします。

・学校待機の必要な児童は、その都度ご連絡ください。（４９－２０８１）

・体育館で引き渡しを行います。正門からお入りください。

（メール配信後、１時間以内をめぐにお願いします。）

・「放課後子ども教室」は実施いたしません。

□ 保育所・幼稚園の対応

【保育所】 ①「警報時のお願い」（配布済み）に基づき対応をすすめる。

②状況に応じて、保護者への連絡を行う。

【幼稚園】 ①保護者が迎えに来るまで預かる。

②小学校アフタースクール、幼稚園預かり保育関係者への連絡を徹底する。

□ 学校給食の取扱い

①午前7時現在で警報発令中 → 給食中止

②午前7時以降の警報発令 → 各学校の対応に基づき実施または中止

※学校 → 市教委（集約） → 給食センター

※対応ガイドライン（保護者用）は、各学校で必要事項を抜粋し、PTA・保護者等の要望を追加するなど、各学校の状況に応じて作成・配布する。

4

津波警報発令

早急な避難行動開始

①高所への避難行動を最優先し、保護者への連絡や迎えの依頼等を行わない。

②保護者に①について周知する。（保護者自身も早急に避難行動に移る。）